(ウ)　北緯二五度一三分一五秒
　　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒
　　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒
　　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒
　　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百四十三号**

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年十一月六日　防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年十一月十七日から同月二十日までの間（予備、同月二十一日から同月二十六日までの間）の毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒
　　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒
　　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒
　　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒
　　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百四十四号**

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年十一月六日　防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年十一月二十日及び同月二十一日（予備、同月二十二日）の毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度二二分一秒
　　東経一三五度三九分四九秒
(イ)　北緯三七度〇二分一一秒
　　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒
　　東経一三四度五九分五〇秒
(エ)　北緯三七度〇〇分一一秒
　　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百四十五号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十一月六日　防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年十一月二十一日（予備、同月二十二日）及び同月二十三日（予備、同月二十四日、同月二十六日、十二月三日及び同月四日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度〇一分四三秒
　　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒
　　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒
　　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒
　　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒
　　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度一八分一三秒
　　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百四十六号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十一月六日　防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年十一月二十三日（予備、同月二十四日から同月二十六日まで及び十二月二日から同月四日までの間）の〇六〇〇から十八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒
　　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒
　　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒
　　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒
　　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦六隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

# 国会事項

## 衆議院

**通知書受領**

十一月二日野田内閣総理大臣から横路議長宛、次の通知書を受領した。

内閣人第一九七号
平成二十四年十一月二日
内閣総理大臣　野田　佳彦
衆議院議長　横路　孝弘殿

原子力規制委員会設置法附則第二条第六項の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言がされている旨を貴院へ通知いたします。

**議案提出**

十一月二日内閣から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案
地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案

**質問書提出**

十一月二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中国における反日デモによる日系企業の被害対策に関する質問主意書（木村太郎提出）
国産水産物の消費の現状とその拡大に関する質問主意書（橘慶一郎提出）
外務省欧州局ロシア課長による贈与等報告等に関する質問主意書（浅野貴博提出）
支援委員会を巡る一連の経緯に対する外務省の認識に関する質問主意書（浅野貴博提出）
医療関係職種における籍訂正申請に課される登録免許税の見直しに関する質問主意書（馳浩提出）